

# 当麻町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 当麻町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度 (30年間経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	30.25人/ha (H28末)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	本町の下水道事業は、当麻町特定環境保全公共下水道処理区の1処理区である。		
処 理 場 数	本町の下水処理は当初より、1市5町で構成される旭川広域圏下水道事業の一環として、旭川市の西部終末下水道処理場での処理を採用しているため、本町の下水道処理数は0である。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町の下水処理は昭和53年度に策定した全体計画より、1市5町で構成される旭川広域圏下水道事業の一環として、旭川市の西部終末下水道処理場での処理を採用しているため、処理場施設の広域化は実施済みである。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の下水道使用料は、下表に示すとおりである。																						
業務用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本料金(1か月につき)</th> <th colspan="4">超過料金(1m<sup>3</sup>につき)</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>料金</th> <th>9~20m<sup>3</sup>まで</th> <th>21~30m<sup>3</sup>まで</th> <th>31~50m<sup>3</sup>まで</th> <th>51m<sup>3</sup>以上</th> </tr> <tr> <td>8m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,010円</td> <td>130円</td> <td>140円</td> <td>150円</td> <td>180円</td> </tr> </table>					基本料金(1か月につき)		超過料金(1m <sup>3</sup> につき)				基本水量	料金	9~20m <sup>3</sup> まで	21~30m <sup>3</sup> まで	31~50m <sup>3</sup> まで	51m <sup>3</sup> 以上	8m <sup>3</sup> まで	1,010円	130円	140円	150円	180円
基本料金(1か月につき)		超過料金(1m <sup>3</sup> につき)																					
基本水量	料金	9~20m <sup>3</sup> まで	21~30m <sup>3</sup> まで	31~50m <sup>3</sup> まで	51m <sup>3</sup> 以上																		
8m <sup>3</sup> まで	1,010円	130円	140円	150円	180円																		
その他の使用料体系の 概要・考え方																							
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度	2,570円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度	2,967円																		
	平成27年度	2,570円		平成27年度	2,983円																		
	平成28年度	2,570円		平成28年度	2,960円																		

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	1人(損益勘定部門:1人、資本勘定部門:0人)
事業運営組織	本町の下水道事業は、建設水道課で所管されており、単独の組織で運営を実施している。 なお、課内には管理係、建築係、土木係、施設維持係、下水道係、水道係があり、連携を図りつつ効率的な運営に努めている。

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町は処理場や老朽化管渠を有していないため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない状況である。
	ウ PPP・PFI	大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無いため、検討していない状況である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は、1市5町で構成される旭川広域圏下水道事業の一環として、旭川市の西部終末下水処理場での処理を採用しているため、本町で下水汚泥・発電等のエネルギー利用は見込まれない。 また、下水熱については、下水道管路施設からの下水熱利用が考えられるが、本町に布設された下水道管路の管径は小さいため、現在の技術では下水熱利用は困難であり、未実施となっている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業は、1市5町で構成される旭川広域圏下水道事業の一環として、旭川市の西部終末下水処理場での処理を採用しているため、本町で敷地を有する施設を保有していないため、未利用土地・施設の活用等は見込まれない。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>本町における経営比較分析表を活用した現状分析の結果、課題については、以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益的収支比率は平成27年度に大幅に下がっているが、雨水処理負担金にかかる元金償還金を資本的収支に計上したためであり、今後は地方債償還金の減少が予想され、数値は改善傾向に進むと考えられる。</li> <li>・経費回収率は類似団体より高いが、100%には到達しておらず、更なる経費削減が求められる。</li> <li>・汚水処理原価は固定的に必要な費用のため、短期間での削減は難しいが、現在の減少傾向を維持していく必要がある。</li> </ul>
--

# 経営比較分析表

北海道 当麻町	業種名 法非通用	業種名 下水道事業	類似団体区分 D2	人口(人) 6,785	面積(km <sup>2</sup> ) 204.90	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 33.02
	業名 特定環境保全公共下水道	事業名 下水道事業		処理区域人口(人) 3,826	処理区域面積(km <sup>2</sup> ) 1.23	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 3,110.57
	資金不足比率(%) -	自己資本構成比率(%) 該当数値なし	普及率(%) 70.29	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円) 2,570		
			有収率(%) 56.82			

## グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 本町の総収益は、使用料収入や一般会計からの繰入金等により賄われています。下水道整備のため借入れた起債は、償還額のピークを過ぎ、起債残高も年々減少しているため、一般会計からの繰入金も減少していくことが見込まれます。平成27年度の収支対支比率は、平成26年度に比べ下がっていますが、雨水処理費抽金にかかる元金償還金を資本的収支に計上したためです。

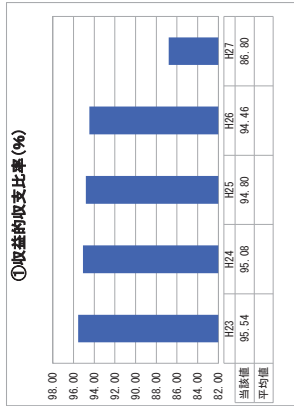
## 2. 老朽化の状況について

管渠施設については、平成24年度よりカメラ調査を実施しています。今後も調査を継続し、施設の機能維持、使用期間の延命に努めていきます。

## 全体総括

事業開始から30年以上経過しており、管渠の老朽化が進んでいると考えられます。計画的な改築更新(修繕)を進めるため、カメラ調査を実施し、事業の効率化と経費の軽減に努めていきます。また、不明水量が増加傾向にあるため、調査を実施し対策を講じていく必要があります。

## 1. 経営の健全性・効率性



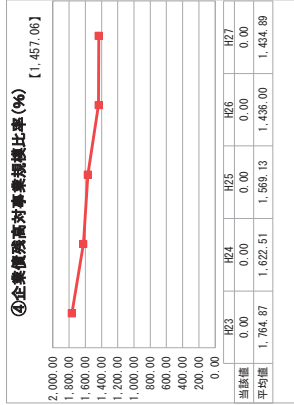
【単年度の収支】



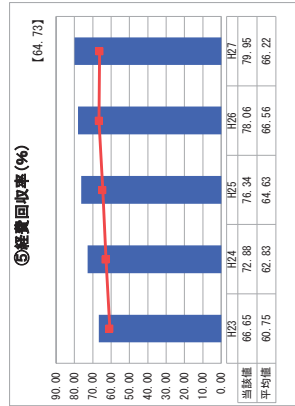
【累積欠損】



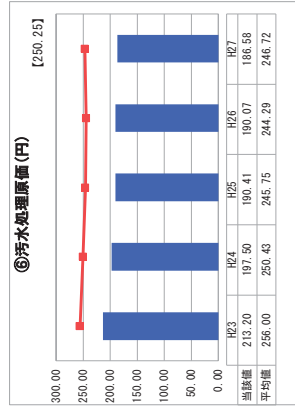
【支払能力】



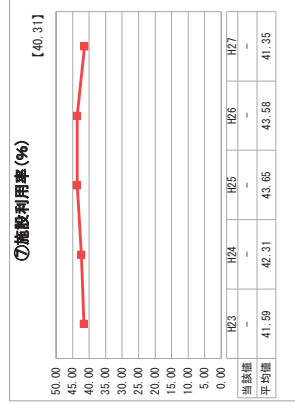
【償還残高】



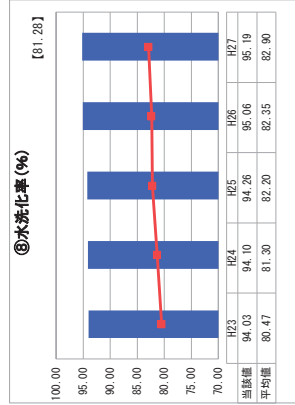
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】

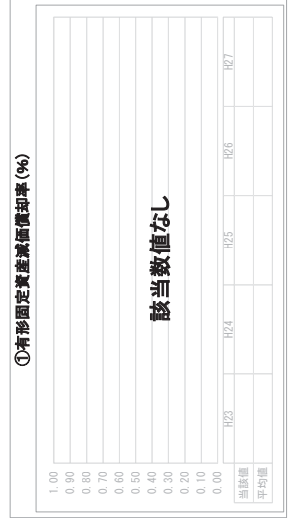


【施設の効率性】



【使用料対象の補正】

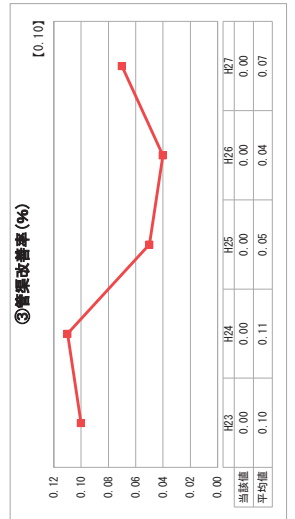
## 2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【管渠の経年化の状況】



【管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況】

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。 ※ 平成23年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業総額比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

本町の下水道事業における経営の基本方針は、公営企業であることを鑑み、「地方財政法第6条」や「地方財政法施行令第46条」に示されている経営の原則に則ることを基本とし、本町の上位計画である「第5次当麻町総合計画」(2013年～2023年)に準じて、以下のとおりとする。

### 【経営の基本方針】

- ① 効率的な整備及び改築更新を実施するための、将来の事業量を設定する。
- ② 維持管理実績や民間活用等を踏まえた効率的な維持管理費を設定する。
- ③ 経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

計画期間中は、以下の投資を見込むものとする。

- (1) 設計委託費  
定期的な見直しを行う事業計画変更及び、管渠のカメラ調査、実施設計の費用を見込み、計画期間(H30～H39)の10年間で約65,800千円を予定する。
- (2) 管路施設  
管渠施設は、概ね整備が完了していることから、平成39年に予定している管渠の新設工事費用の約18,000千円を計画期間(H30～H39)の10年間で予定する。
- (3) 処理場施設  
処理場施設は、旭川市の処理場建設に合わせて支出する項目であり、旭川市にヒアリングの結果、計画期間(H30～H39)の10年間で約45,242千円を予定する。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

本町の下水道事業の財源は、以下のとおり考える。

- (1) 下水道使用料  
下水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出し、年間約50,000千円、計画期間中(H30～H39)の10年間で約486,400千円を予定する。
- (2) 国庫補助金  
国庫補助金は、現行の社会資本整備総合交付金と同様の支援が将来も継続するものとして算出し、年間約2,000～10,000千円、計画期間中(H30～H39)の10年間で約41,900千円を予定する。
- (3) 起債  
起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出し、計画期間中(H30～H39)の10年間で約86,700千円を予定する。
- (4) 一般会計繰入金  
一般会計繰入金は、基準内、基準外合わせて年間約12,000～47,000千円を見込み、計画期間中(H30～H39)の10年間で約261,000千円となり、年々減少傾向を示す。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の下水道事業の投資以外の経費は、以下のとおり設定した。

- (1) 管路施設の維持管理費  
管路施設の維持管理費は、過去の実績から設定し、年間約3,300千円を予定する。
- (2) ポンプ場施設の維持管理費  
ポンプ場施設の維持管理費は、動力費(電気料金)を年2%の上昇を見込み、その他は過去の実績から設定し、年間約3,700～4,000千円を予定する。
- (3) 処理場施設の維持管理費  
処理場施設の維持管理費は、処理水量に対する維持管理負担金を想定して見込み、年間約29,600～32,000千円を予定する。
- (4) その他の維持管理費  
その他の維持管理費は、過去の実績から設定し、年間約9,400～12,400千円を予定する。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
収益的収入	1 総収入	109,854	103,371	90,376	86,839	80,854	76,418	74,411	74,751	67,557	64,664	57,443	57,320	59,970	
	(1) 営業収入	54,100	53,240	60,117	57,568	55,373	54,144	53,137	52,271	51,735	50,498	49,935	49,383	48,891	
	ア 料収入	52,482	51,933	51,426	50,919	50,427	49,905	49,457	48,935	48,399	47,921	47,357	46,806	46,314	
	イ 受託工事収入														
	ウ その他収入	1,618	1,307	8,691	6,649	4,946	4,239	3,680	3,336	3,336	2,577	2,578	2,577	2,577	
	(2) 営業外収入	55,754	50,131	30,259	29,271	25,481	22,274	21,274	22,480	15,822	14,166	14,166	7,508	7,937	
	ア 他会計繰入金	55,744	50,130	30,259	29,271	25,481	22,274	21,274	22,480	15,822	14,166	14,166	7,508	7,937	
	イ その他	10	1												
	2 総費用	58,986	58,355	54,491	53,847	53,717	53,399	53,316	55,930	52,590	52,590	52,169	51,893	51,945	54,822
	(1) 営業費用	48,184	49,651	48,685	48,397	48,704	48,400	48,143	50,839	47,526	47,526	47,250	46,918	46,596	49,310
ア 職員給与	7,918	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	7,957	
イ 退職手当															
(2) 営業外費用	40,266	41,694	40,728	40,440	40,747	40,443	40,186	42,882	39,569	39,293	39,293	38,961	38,639	41,353	
ア 支払利息	10,802	8,704	5,806	5,450	5,013	4,999	5,173	5,173	5,091	5,064	4,919	4,975	5,349	5,512	
イ 一時借入金利息	10,802	8,704	5,806	5,450	5,013	4,999	5,173	5,173	5,091	5,064	4,919	4,975	5,349	5,512	
イ その他															
3 収支差引	(A)-(D)	50,868	45,016	35,885	32,992	27,137	23,019	21,095	18,821	14,967	12,495	5,550	5,375	5,148	
1 資本的収入	(A)-(D)	30,566	22,561	40,349	23,388	24,939	29,488	19,919	18,183	10,824	11,412	16,028	11,026	26,187	
(1) 地方債		2,400	4,200	14,400	8,100	11,300	13,900	9,200	8,900	4,200	5,500	8,500	5,000	12,100	
(2) 他資本費平準化債															
(3) 他会計補助金		21,918	15,923	14,596	10,835	8,086	6,535	5,166	3,730	3,071	2,359	2,475	2,473	2,534	
(4) 固定資産売却代金															
(5) 国(都道府県)補助金		5,038	1,944	9,800	2,900	4,000	7,500	4,000	4,000	2,000	2,000	3,500	2,000	10,000	
(6) 工事負担金		1,210	494	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553	1,553	
(7) その他															
2 資本的支出	(A)-(D)	81,408	67,645	76,234	56,380	52,076	52,507	41,014	37,004	25,791	23,907	21,578	16,401	31,335	
(1) 建設改良費		13,840	6,708	24,261	11,037	15,397	21,401	13,214	12,914	6,250	7,527	12,096	7,047	22,159	
(2) 地方債償還金		67,568	60,937	51,973	45,343	36,679	31,106	27,800	24,090	19,541	16,380	9,482	9,354	9,176	
(3) 他会計長期借入金返還金															
(4) 他会計への繰出金															
(5) その他															
3 収支差引	(F)-(G)	△ 50,842	△ 45,084	△ 35,885	△ 32,992	△ 27,137	△ 23,019	△ 21,095	△ 18,821	△ 14,967	△ 12,495	△ 5,550	△ 5,375	△ 5,148	

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収支再差引	(E)+(I)	26		△ 68											
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	48		74	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)+①	74		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支黒字	(P)	74		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
実質収支赤字	(N)-(O)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	87	87	87	85	88	89	90	92	93	94	94	94	94	94
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	54,100	53,240	53,240	60,117	57,568	55,373	54,144	53,137	52,271	51,735	50,498	49,935	49,383	48,891
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第10条により算定した資金不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	323,748	266,895	266,895	259,144	221,901	196,522	179,316	160,716	145,526	130,185	119,305	118,323	113,969	116,893
〇他会計繰入金	(Y)														
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
収益的収支分		57,362	51,437	51,437	38,950	35,920	30,427	26,513	24,954	25,816	19,158	16,743	10,086	10,514	13,656
うち基準内繰入金		44,181	19,923	19,923	22,985	19,724	16,216	14,014	12,890	14,780	10,442	8,244	8,071	7,963	9,831
うち基準外繰入金		13,181	31,514	31,514	15,965	16,196	14,211	12,499	12,064	11,036	8,716	8,499	2,015	2,551	3,825
資本的収支分		21,918	15,923	15,923	14,596	10,835	8,086	6,535	5,166	3,730	3,071	2,359	2,475	2,473	2,534
うち基準内繰入金		16,726	15,853	15,853	14,535	10,798	7,989	6,534	5,152	3,716	3,021	2,332	2,379	2,426	2,475
うち基準外繰入金		5,192	70	70	61	37	97	1	14	14	50	27	96	47	59
合計		79,280	67,360	67,360	53,546	46,755	38,513	33,048	30,120	29,546	22,229	19,102	12,561	12,987	16,190

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町の下水道事業は、事業当初から1市5町の広域下水道事業を実施しており、今後は、適切な時期に近隣市町村との維持管理業務や事務処理業務の共同化の検討、汚水処理構想の見直しを行うものとする。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	本町の下水道事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の下水道事業の整備は、概ね完了しており、今後は管渠施設の改築更新が発生する見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	本町は定期的な下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の公共下水道事業の規模から、現在の技術ではエネルギー利用等について採算が確保できないと考えられる。そのため、技術開発の動向を踏まえつつ、規模に応じた資産活用が可能と判断された場合に検討を行う予定とする。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与費に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとする。
動力費に関する事項	動力費は、過年度の電力料金の上昇を踏まえて設定(年2%の上昇)をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直す。
薬品費に関する事項	薬品費は、維持管理の年間業務委託に含まれているため、薬品費として計上しない。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	定期的な点検が必要なポンプ施設について、維持管理の委託を実施している。今後は管路施設の点検・調査が必要となってくる見込みである。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、中間年度の平成34年度に検証を実施して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 経営戦略の更新は、原則として10年に1度を予定するが、中間年度の検証結果に応じて、計画の全面的な見直しが必要となった場合には更新を実施する。
---------------------	--